

資 金 概 要

資 金 名	農林漁業セーフティネット資金〔公庫資金〕
目 的 根拠法：日本政策金融公庫法	経営改善の能力を有しながらも、不慮の災害、経営環境の変化等により、農業経営の維持安定が困難な農業者に対し、これら不測の事態に機動的に対応するために必要な資金を日本政策金融公庫から融通することにより、効率的かつ安定的な経営体の育成に資する。
原 資	日本政策金融公庫資金
貸 付 利 率	<u>(※金利一覧表をご覧ください)</u>
貸 付 対 象 者	認定農業者、認定新規就農者、農業所得が総所得の過半を占める又は農業粗収益が200万円以上の農業者、農業売上高が総売上高の過半を占める又は農業売上高が1,000万円以上の法人等
資 金 使 途	①災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業者の経営の維持安定に必要な資金 ③社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により経営に支障をきたしている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金
貸 付 限 度 額	一般 600万円 ただし特に認められる場合は、年間経営費又は粗収益いずれか低い方の12分の6に相当する額（簿記記帳を行っている者に限る。）
償 還 期 間	10年以内（うち据置期間3年以内）
担 保 ・ 保 証 人	日本政策金融公庫と借受者で相談のうえ、決定。【基金協会の債務保証はない】